



# 佐賀県公報

平成16年  
4月1日  
(木曜日)  
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づく希少野生動物植物種の指定 (二九九・環境課 一)
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (三〇〇・建設・技術課 一)
- 吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務の委託 (三〇一・まちづくり推進課 二)
- 吉野ヶ里歴史公園の入園料等を免除する日 (三〇二・ " " 三)
- 道路の区域の変更 (三〇三・道路課 三)
- 道路の供用開始 (三〇四・ " " 三)

## ○告示

### ●佐賀県告示第二百九十九号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第五十四条第一項の規定により、次の種を希少野生動物植物種として指定した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

区分	和名	科名	指定の理由
	ハイビヤクシン	ヒノキ	本県内に生育する希少な野
	オキナグサ	キンポウゲ	
	ヒレフリカラマツ		

鳥類	甲殻類	植物	
		ズミ	バラ
マナヅル	カブトガニ	サワトラノオ	サクラソウ
ナベヅル	カブトガニ	クロカミシライトソウ	ユリ
ツル	カブトガニ	チゴユリ	ラン
		カンラン	
		クロカミラン	

生植物種のうち、特に採取・伐採等の人為的な影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため

本県内に生息する希少な野生動物種のうち、特に開発工事等による影響が大きく、個体数の減少が著しいことから、その種の保護を図るため。

鹿児島県出水地区に集中して飛来越冬しており、その集団感染症による絶滅防止対策として、伊万里市長浜干拓への飛来生息を促し、分散化させることにより、種の保護を図るため。

### ●佐賀県告示第三百号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定により佐賀県知事(以下「知事」という。)から建設業の許可を受けたものに対して行う経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めたので公示する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

一 申請の時期

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）を除き、知事が別に指定した日において、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を受けるものとする。

二 申請の方法

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求については、知事が別に指定した日に提出するものとする。

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る手数料の納付

次に掲げる手数料につき、それぞれ次に掲げる額を佐賀県収入証紙により納付するものとする。

(一) 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円に審査対象建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額

(二) 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知は、省令別記様式第二十五号の十二により郵送で通知するものとする。

五 再審査の方法

(一) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を行い、当該経営規模等評価の結果について異議があるときは、結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。この場合において、経営規模等評価の申請及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知するものとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

ア 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書  
イ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

ウ 異議のある審査項目についてその事実の確認に必要な書類

(二) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。この場合において、経営規模等評価の申請及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知することとし、総合評定値の通知に係る手数料については納付を要しない。

ア 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

イ 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

六 問い合わせ先

県土づくり本部 建設・技術課

佐賀市内一丁目一番五十九号

電話番号 ○九五二(二五)七一一三

●佐賀県告示第三百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

名称	住所	使用料等の徴収場所
財団法人公園緑地管理財団	東京都港区虎ノ門四丁目一番二 号	吉野ヶ里歴史公園

●佐賀県告示第三百二二号

佐賀県立都市公園条例(昭和三十六年佐賀県条例第三十二号)第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

年月日	免除する使用料等
平成一六年四月二四日	入園料及び駐車場の使用料

●佐賀県告示第三百三三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年四月一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の間		幅員		延長
	前	後	メートル	メートル	
県道 塩屋大曲線	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から 伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から 伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	三〇・八	五五・七	九五一・〇
	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から 伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から 伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	一、三二七・七		

●佐賀県告示第三百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年四月一日から平成十六年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 塩屋大曲線	伊万里市黒川町真手野字原二五〇八番四地先から 伊万里市南波多町古里字広田四二七六番地先まで	平成一六・四・一

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日 毎週月水金曜日  
西部印刷企画(株)